

【公開版】

2023埋計発第39号

2023年6月26日

原子力規制委員会 殿

青森県上北郡六ヶ所村大字尾駮字沖付4番地108

日本原燃株式会社

代表取締役社長

社長執行役員 増田 尚宏

濃縮・埋設事業所廃棄物埋施設保安規定の変更認可申請について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第51条の18第1項の規定に基づき、濃縮・埋設事業所廃棄物埋施設保安規定を別紙のとおり変更認可申請いたします。

1. 変更の内容

令和4年6月22日付原規規発第22062216号をもって認可を受けた濃縮・埋設事業所廃棄物埋施設保安規定（以下、「保安規定」という。）の一部を別添のとおり変更する。

別添 濃縮・埋設事業所廃棄物埋施設保安規定 新旧対照表

2. 変更の理由

以下に示すとおり、廃棄物埋施設1号埋設設備6群放射エネルギー管理の変更について反映する。

(1) 廃棄物埋施設1号埋設設備6群放射エネルギー管理の変更

現在1号埋設設備には1群～6群に150,067本（約98%/2023年4月末現在）の埋設を完了している。

埋設した放射エネルギーは、事業変更許可を受けた区画別放射エネルギー（1群から6群の合計放射エネルギー）に対して十分下回っているが、6群に埋設したC-14の放射エネルギーのみでは、6群に埋設可能な放射エネルギー（区画別放射エネルギーの1/6）の約90%に達している（2023年4月末現在）。

そのため、保安規定第19条に規定している1号埋設設備の群ごとの埋設放射エネルギー管理を見直し、区画別放射エネルギーの範囲内で埋設区画の残っている6群への割り当てを設定する。

3. 施行の期日

(1) この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から10日以内に施行する。

以 上

濃縮・埋設事業所廃棄物埋設施設保安規定(第XX次改正) 新旧対照表 (1/2)

【保安規定本文】

現 行	改正後	変更理由
<p>(廃棄体の定置)</p> <p>第 19 条 建設課長は、廃棄体を定置する前に、構築した埋設設備が埋設規則第 6 条第 1 項第 4 号及び第 8 号に定める技術上の基準を満足していること及び収着性（分配係数）を有する材料であることを確認するとともに、確認した結果を運営課長に通知する。</p> <p>2 保全課長は、廃棄体を定置する前に、埋設設備ごとに埋設クレーンの吊り上げ高さ検査により、別表 3 に定める制限を満足していること及び第 1 項の結果を確認するとともに、確認した結果を運営課長に通知する。</p> <p>3 保全課長は、廃棄体を定置する前に、埋設設備に埋設規則第 6 条第 1 項第 8 号に定める技術上の基準を満足する排水・監視設備の容器及び受け皿を設置するとともに、確認した結果を運営課長に通知する。</p> <p>4 運営課長は、廃棄体を定置する場合は、埋設規則第 6 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 6 号に定める技術上の基準を満足していることを確認するとともに、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 1 号埋設設備 1 群から 6 群までへの定置</p> <p>イ 1 号廃棄体のうち均質・均一固化体は 1 号埋設設備 1 群から 6 群までの埋設設備 30 基に定置すること。</p> <p>ロ 1 号廃棄体を定置する場合は、1 号埋設クレーンにより取り扱うこと。</p> <p>ハ 1 号埋設設備の最上段及び北側側面には表面線量当量率 2mSv/h を超える廃棄体を定置しないこと。</p> <p>ニ 1 号埋設設備 1 群ごとの放射エネルギーが 1 群から 6 群までの区画別放射エネルギーの 1/6 倍を超えないこと、かつ 1 号埋設設備 1 基ごとの放射エネルギーが 1 群から 6 群までの区画別放射エネルギーの 2/30 倍を超えないように定置すること。</p> <p>ホ 1 号埋設設備には、セメント以外で固型化した廃棄体が 1 群から 5 群までは埋設設備 1 群ごとに 20%を超えないよう、かつ埋設設備 1 基ごとに 40%を超えないよう、6 群全体では 40%を超えないよう定置すること。</p> <p>ヘ 廃棄体を定置した区画には、速やかにコンクリート製の仮蓋を設置すること。</p> <p>(2) 1 号埋設設備 7 群から 8 群までへの定置</p> <p>イ 1 号廃棄体のうち、均質・均一固化体は 1 号埋設設備 8 群の埋設設備 1 基に、充填固化体は 1 号埋設設備 7 群の埋設設備 5 基及び 1 号埋設設備 8 群の埋設設備 3 基に、セメント破砕物充填固化体は 1 号埋設設備 8 群の埋設設備 1 基に、それぞれ定置すること。</p> <p>ロ 1 号廃棄体を定置する場合は、1 号埋設クレーンにより取り扱うこと。</p> <p>ハ 1 号埋設設備の最上段及び北側側面には表面線量当量率 2mSv/h を超える廃棄体を定置しないこと。</p> <p>ニ 充填固化体を埋設する埋設設備は、1 号埋設設備 1 群ごとの放射エネルギーが 7 群から 8 群の区画別放射エネルギーの 7 群は 5/8 倍、8 群は 3/8 倍を超えないこと、かつ 1 号埋設設備 1 基ごとの放射エネルギーが 7 群から 8 群の区画別放射エネルギーの 2/8 倍を超えないように定置すること。</p>	<p>(廃棄体の定置)</p> <p>第 19 条 建設課長は、廃棄体を定置する前に、構築した埋設設備が埋設規則第 6 条第 1 項第 4 号及び第 8 号に定める技術上の基準を満足していること及び収着性（分配係数）を有する材料であることを確認するとともに、確認した結果を運営課長に通知する。</p> <p>2 保全課長は、廃棄体を定置する前に、埋設設備ごとに埋設クレーンの吊り上げ高さ検査により、別表 3 に定める制限を満足していること及び第 1 項の結果を確認するとともに、確認した結果を運営課長に通知する。</p> <p>3 保全課長は、廃棄体を定置する前に、埋設設備に埋設規則第 6 条第 1 項第 8 号に定める技術上の基準を満足する排水・監視設備の容器及び受け皿を設置するとともに、確認した結果を運営課長に通知する。</p> <p>4 運営課長は、廃棄体を定置する場合は、埋設規則第 6 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 6 号に定める技術上の基準を満足していることを確認するとともに、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 1 号埋設設備 1 群から 6 群までへの定置</p> <p>イ 1 号廃棄体のうち均質・均一固化体は 1 号埋設設備 1 群から 6 群までの埋設設備 30 基に定置すること。</p> <p>ロ 1 号廃棄体を定置する場合は、1 号埋設クレーンにより取り扱うこと。</p> <p>ハ 1 号埋設設備の最上段及び北側側面には表面線量当量率 2mSv/h を超える廃棄体を定置しないこと。</p> <p>ニ <u>1 号埋設設備の 1 群から 5 群までは</u>、1 号埋設設備 1 群ごとの放射エネルギーが 1 群から 6 群までの区画別放射エネルギーの 1/6 倍を超えないこと、かつ 1 号埋設設備 1 基ごとの放射エネルギーが 1 群から 6 群までの区画別放射エネルギーの 2/30 倍を超えないように定置すること。<u>6 群は、1 群から 6 群までの区画別放射エネルギーの 9/30 倍を超えないように定置すること。</u></p> <p>ホ 1 号埋設設備には、セメント以外で固型化した廃棄体が 1 群から 5 群までは埋設設備 1 群ごとに 20%を超えないよう、かつ埋設設備 1 基ごとに 40%を超えないよう、6 群全体では 40%を超えないよう定置すること。</p> <p>ヘ 廃棄体を定置した区画には、速やかにコンクリート製の仮蓋を設置すること。</p> <p>(2) 1 号埋設設備 7 群から 8 群までへの定置</p> <p>イ 1 号廃棄体のうち、均質・均一固化体は 1 号埋設設備 8 群の埋設設備 1 基に、充填固化体は 1 号埋設設備 7 群の埋設設備 5 基及び 1 号埋設設備 8 群の埋設設備 3 基に、セメント破砕物充填固化体は 1 号埋設設備 8 群の埋設設備 1 基に、それぞれ定置すること。</p> <p>ロ 1 号廃棄体を定置する場合は、1 号埋設クレーンにより取り扱うこと。</p> <p>ハ 1 号埋設設備の最上段及び北側側面には表面線量当量率 2mSv/h を超える廃棄体を定置しないこと。</p> <p>ニ 充填固化体を埋設する埋設設備は、1 号埋設設備 1 群ごとの放射エネルギーが 7 群から 8 群の区画別放射エネルギーの 7 群は 5/8 倍、8 群は 3/8 倍を超えないこと、かつ 1 号埋設設備 1 基ごとの放射エネルギーが 7 群から 8 群の区画別放射エネルギーの 2/8 倍を超えないように定置すること。</p>	<p>・放射エネルギー管理の変更 (区画別放射エネルギーの範囲内で埋設区画の残っている 6 群への割り当てを設定)</p>

濃縮・埋設事業所廃棄物埋設施設保安規定(第XX次改正) 新旧対照表 (2/2)

現 行	改正後	変更理由
<p>ホ 1号埋設設備に埋設した廃棄体のうち充填固化体のセメント系充填材の充填量が、7群の埋設設備5基及び8群の埋設設備3基全てに廃棄体を定置した時に、平均的に0.1m³/本以上であること。</p> <p>へ 廃棄体を定置した区画には、速やかにコンクリート製の仮蓋を設置すること。</p> <p>(3) 2号埋設設備への定置</p> <p>イ 2号廃棄体は、2号埋設設備に定置すること。</p> <p>ロ 2号廃棄体を定置する場合は、2号埋設クレーンにより取り扱うこと。</p> <p>ハ 2号埋設設備の最上段には表面線量当量率2mSv/hを超える廃棄体を定置しないこと。</p> <p>ニ 2号埋設設備1基ごとの放射エネルギーが総放射エネルギーの2/16倍を超えないこと、かつ東西方向2号埋設設備2群ごとの放射エネルギーが総放射エネルギーの1/4倍を超えないように定置すること。</p> <p>ホ 2号埋設設備に埋設した廃棄体のセメント系充填材の充填量が、全ての埋設設備に廃棄体を定置した時に、平均的に0.1m³/本以上であること。</p> <p>へ 廃棄体を定置した区画には、速やかにコンクリート製の仮蓋を設置すること。</p> <p>(4) 3号埋設設備への定置</p> <p>イ 3号廃棄体は、3号埋設設備に定置すること。</p> <p>ロ 3号廃棄体を定置する場合は、3号埋設クレーンにより取り扱うこと。</p> <p>ハ 3号埋設設備の最上段には表面線量当量率0.3mSv/hを超える廃棄体を、外周仕切設備の近傍には表面線量当量率2mSv/hを超える廃棄体を、それぞれ定置しないこと。</p> <p>ニ 3号埋設設備1基ごとの放射エネルギーが総放射エネルギーの2/8倍を超えないこと、かつ東西方向3号埋設設備2基ごとの放射エネルギーが総放射エネルギーの1/4倍を超えないように定置すること。</p> <p>ホ 3号埋設設備に埋設した廃棄体のセメント系充填材の充填量が、全ての埋設設備に廃棄体を定置した時に、平均的に0.1m³/本以上であること。</p> <p>へ 廃棄体を定置した区画には、速やかにコンクリート製の仮蓋を設置すること。</p>	<p>ホ 1号埋設設備に埋設した廃棄体のうち充填固化体のセメント系充填材の充填量が、7群の埋設設備5基及び8群の埋設設備3基全てに廃棄体を定置した時に、平均的に0.1m³/本以上であること。</p> <p>へ 廃棄体を定置した区画には、速やかにコンクリート製の仮蓋を設置すること。</p> <p>(3) 2号埋設設備への定置</p> <p>イ 2号廃棄体は、2号埋設設備に定置すること。</p> <p>ロ 2号廃棄体を定置する場合は、2号埋設クレーンにより取り扱うこと。</p> <p>ハ 2号埋設設備の最上段には表面線量当量率2mSv/hを超える廃棄体を定置しないこと。</p> <p>ニ 2号埋設設備1基ごとの放射エネルギーが総放射エネルギーの2/16倍を超えないこと、かつ東西方向2号埋設設備2群ごとの放射エネルギーが総放射エネルギーの1/4倍を超えないように定置すること。</p> <p>ホ 2号埋設設備に埋設した廃棄体のセメント系充填材の充填量が、全ての埋設設備に廃棄体を定置した時に、平均的に0.1m³/本以上であること。</p> <p>へ 廃棄体を定置した区画には、速やかにコンクリート製の仮蓋を設置すること。</p> <p>(4) 3号埋設設備への定置</p> <p>イ 3号廃棄体は、3号埋設設備に定置すること。</p> <p>ロ 3号廃棄体を定置する場合は、3号埋設クレーンにより取り扱うこと。</p> <p>ハ 3号埋設設備の最上段には表面線量当量率0.3mSv/hを超える廃棄体を、外周仕切設備の近傍には表面線量当量率2mSv/hを超える廃棄体を、それぞれ定置しないこと。</p> <p>ニ 3号埋設設備1基ごとの放射エネルギーが総放射エネルギーの2/8倍を超えないこと、かつ東西方向3号埋設設備2基ごとの放射エネルギーが総放射エネルギーの1/4倍を超えないように定置すること。</p> <p>ホ 3号埋設設備に埋設した廃棄体のセメント系充填材の充填量が、全ての埋設設備に廃棄体を定置した時に、平均的に0.1m³/本以上であること。</p> <p>へ 廃棄体を定置した区画には、速やかにコンクリート製の仮蓋を設置すること。</p>	
	<p><u>附 則(令和 年 月 日 原規規発第 _____ 号)</u></p> <p><u>1. この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から10日以内に施行する。</u></p>	